

消費税確定申告書（個人）におけるイメージデータによる提出について（令和2年6月3日）

令和元年5月25日（月）に消費税確定申告書（個人）におけるイメージデータによる提出が可能な帳票として、「イメージデータによる提出が可能として掲載した帳票」のとおり掲載いたしました。

しかしながら、現状、消費税確定申告書（個人）においては、イメージデータの添付ができないことから、当該掲載データは削除させていただきました。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、「対応方法」に示した方法により提出をお願いいたします。

① e-Taxソフトを利用して提出

[帳票年分の選択](#)において「令和1年10月1日以後終了課税期間分」を選択し、申告書の作成を行ってください。

※ 「令和1年10月1日以後終了課税期間分」には、付表1-3、付表2-3、付表4-3及び付表5-3はありませんが、それぞれ、付表1-1、付表2-1、付表4-1及び付表5-1をご利用いただくことで作成は可能です。

② 書面による提出

[国税庁ホームページに掲載している帳票](#)を使用し、書面により提出を行ってください。